

情報通信審議会情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
安全・信頼性検討作業班（第 25 回）議事要旨

1 日時

平成 24 年 9 月 12 日（水）17 時 00 分～18 時 30 分

2 場所

総務省 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

相田 仁（主任）、安積 雅人（代理：杉香 登志哉）、内田 真人、大久保 明、大高 利夫、大山 真澄、岡田 利幸、尾形 わかは、加藤 潤、岸原 孝昌、木村 孝、小林 真寿美、佐田 昌博、柴田 克彦、竹末 明弘、西川 嘉之、福岡 克記、藤岡 雅宣、松本 隆、三膳 孝通、持麿 裕之、山下 武志、吉田 治生

（2）説明者

長島 雅夫（（社）電気通信事業者協会）

（3）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

杉野 勲、飯倉 主税、根本 朋生、村田 光由

4 議事

- 主任より構成員に変更があった旨を紹介。
- 資料安作 25-1 に基づき事務局より第 24 回の議事要旨案の確認。
- 資料安作 25-2 について TGA の長島様より説明。
- 資料安作 25-3 について JAIPA の木村構成員より説明。主な討議は以下の通り。
 - HP でガイドラインを公開しているとのことだが、一般の方からの問い合わせや意見等はあるか。
 - 報道発表時に多少の問い合わせがあった程度である。
 - CATV 関係事業者に意見等を聞いていないが、ジュピターテレコムから何かあるか。
 - ガイドラインはいまのところ策定されていないが、今下期に放送等を含めたガイドラインを策定すべく、CATV 連盟において現在作業を進めているところである。
- 資料安作 25-4-1 及び 25-4-2 について事務局より説明。主な討議は以下の通り。
 - 第一章を含めた報告書の最終案は今週中に構成員に提出する予定である。最終案に対し意見等がある場合には 9 月 19 日までに提出して欲しい。

- 報告書と安全・信頼性基準の改正に関する流れについて説明して欲しい。
- まず、安全・信頼性基準の改訂方針を示した報告書自体がパブリックコメントにかけられる。その後、告示改正のパブリックコメントを再びおこなうが、その前に案文等については事業者等へ意見を求める予定である。
- 技術基準の改訂の流れについてだが、技術基準は省令であるため、事務局で作成した素案を情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問し、同時にパブリックコメントを行った後に公布・施行という流れとなる。
- 資料安作 25-4-2 の 3.2.2 の最終段落と 3.2.3 の最終段落の記載を合わせたものが 3.3 の③に該当するという理解でよいか。
- その通りである。
- 3.3 の①～③は全てを行う必要があるように見受けられるが、③の手法で対策を行えば①と②は必ずしも行わなくて良いということか。
- 方針については相談させて頂きたい。①又は③、かつ、②又は③ということがわかりやすくなるような案文をお示ししたい。
- 端末とネットワーク両方の技術基準があり、バーストラフィック対策は端末の技術基準に規定するもので、十分な余裕を持たせるという対策はネットワークの技術基準に規定するものと思われるが、どのような記載方法をとるのか。
- 携帯電話の場合には、端末の動作をネットワーク側で制御する面も多く、相当の部分をネットワークの技術基準に記載することができると考えている。案文を作成する際に、端末の技術基準に記載する事項も出てくる可能性はあるが、基本的にはネットワークの技術基準に記載することになると考える。
- どうやって講じる措置を検証・確認するのか。
- 電気通信設備は技術基準に常に適合している義務があり、事業者は事業を開始する前にその適合性を自ら確認して、その旨の届出を行う必要がある。よって、各事業者において各自で確認をしてもらうことが基本となる。
- 端末の技術基準に規定をすると、検査を行う必要があるが、スマートフォンが普及する中で実効性を確保するのが難しい面もあると思われる。ネットワークの技術基準とすれば事業者の責任内で完結するという側面がある。
- 関係する技術基準が明確となるように修正を行う。
- 資料安作 25-4-2 の 3.2.3 において、各事業者が積極的に制御信号を減らしていく旨が記載されているが、各事業者でできることと、アプリ開発事業者等の協力がないとできないことがある。通信事業者のみに制御信号の抑制を求められても厳しいものがある。
- 本資料は技術基準の改訂について議論しているものであり、電気通信事業法の範囲外の部分について記載することは難しい。参考意見等として記載する方法はあ

るのかもしれないが、審議の範囲内とするかどうかは検討して頂きたい。

- 通信事業者だけでは制御信号を抑制しきれない。通信事業者だけに技術基準で義務に係るのは厳しいのではないかと感じる。
- そのような議論はありうるが、利用者やアプリ開発者への直接的な制約は電気通信事業法では規定しづらい。アプリ等への制約を端末やネットワークの技術基準に落としこんで規定する必要がある。
- 安全信頼性基準やその解説に書く方法はあるかもしれない。
- スマートフォンやチャット系アプリの普及がめざましく、実際にトラフィックの増加を確認することもでき、この傾向は加速的に進んでいくものと考えられる。事業者だけで、このようなトラフィックに耐えられる設備をもつのは難しくなってきた。バランスのとれた記載方法を期待したい。
- 例えば、端末の技術基準の中に、チャット系アプリが何秒以内に同じ制御信号を出さないこと規定する方法は考えられるが、実際に規定するかどうかは十分な議論が必要となる。
- 資料案作 25-4-2 の主旨は、事業者のみの責任で制御信号を減らせという事ではなく、事業者がアプリ開発者と連携等をして減らしつつ、事業者も設備増強をする必要があるというものであると認識している。適切な表現方法を検討して頂ければと思う。
- PHS は 3G とネットワークの構造が異なるので、端末の挙動によるネットワークへの影響は少ない。「事業者の実情に合わせた」対策というのはこのような構造であるということも含まれるのか。
- 複数の基地局で分散收容することで対策とするという意見も以前あったとおり、含まれるものと考えている。修正に当たっては混乱のないように記載をしたいと考えている。
- 構成員からフィードバックをもらいながら文章を修正していくことになると思われる。
- 資料案作 25-4-2 の 3.3 の「十分に余裕を持った処理能力」という記載がバーストトラフィックも含むのかどうかは配慮して欲しい。全てのものに耐えうる設備容量をもつのは厳しい。
もう一点だが、今回の内容はスマートフォンに特化した内容となっているが、固定系の事業者に対してはどのように考えているのか。
- 本資料ではスマートフォンを含む携帯電話用設備に関するものとして記載している。もし、スマートフォンに接続する他の事業者についてもということであればご意見を頂きたい。
- 資料案作 25-4-2 の 3.2.3 の②に「端末を柔軟に分散して收容できる設備構成」と記載されているが、通信方式によってできることとできないことがある。その点

についてはどのように考えているか。

- 事故が起きないような対策を講じてもらうというのが基本原則。何か一つの対策について方式上の制約により講じることが出来ない場合は、同様の効果の得られる対策を基本的には講じてもらうことになると考えている。
- その辺の書き方を含めて考慮して頂きたい。
- 資料安作 25-4-1 の P11 の図において「いずれも省略」と記載されているが、報告書では掲載されるのか。
- そうだ。
- 別添 1 と本文の関係はこのままか。
- 本文はそのまま。別添 1 については、右側の 2 列（「構成員の意見」と「構成員の意見に対する事務局の回答」）は報告書では削る予定である。
- 本文の方に、ガイドラインがどのように変更するのか記載されているが、別添 1 では現状のものに下線が引いているだけである。別添 1 だけを見てどう変更されるのか分かるようにするためには、別添 1 の方にも矢印をいれたほうがわかりやすいのではないか。
- 工夫をしてみたい。指針に対する考え方は現状である程度出来ているので提出することができる。

【その他】

- 大久保構成員よりご挨拶。
- 事務局より、次回は 9 月 26 日に開催する旨、意見等がある場合は 9 月 19 日までに事務局まで提出して欲しい旨を説明。

以上